

議題 4

自己の敷地に建植えする広告物の特例基準の改正について【諮問】

目 次

1. 自己の敷地に建植えする広告物の特例基準の改正について（諮問）【P 1】
2. 基準改正（案）【資料 1】
3. 新旧対照表（案）【資料 2】
4. 近隣市の事例【資料 3】

議題4 自己の敷地に建植える広告物の特例基準の改正について【諮問】

1 経緯

西宮市屋外広告物条例では、自己の敷地に建植える広告物は1敷地2基以下となっているが、小売店舗の面積が大規模になる場合に当該基準では自動車や自転車の適切な交通誘導に支障をきたすことがあるため、西宮市告示甲第810号において「大規模小売店舗等において自己の敷地に建植える自家用広告物等を表示し、又は設置する場合の特例」を以下のとおり定めている。

(大規模小売店舗における建植広告物の特例基準の概要)

大規模小売店舗等(500㎡超)※、消費生活協同組合(500㎡超)、農業協同組合(500㎡超)の物件において、円滑な誘導に特に必要と認められるものについて以下の基準が適用される。

- ・店舗面積が500~3000㎡：1敷地2基以下 ただし、駐車場表示広告物等は基数に算入しない
- ・店舗面積が3000㎡以上：敷地に接する道路ごとに2基以下 ただし、駐車場表示広告物等は基数に算入しない

※大規模小売店舗等における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年10月1日法律第109号(旧大店法・平成10年廃止))において、第一種大規模小売店は3,000㎡超、第二種大規模小売店は500㎡超と定義されており、特例基準の対象としている。

しかしながら、近年、医療系複合施設(クリニックモール)やフィットネスクラブ、ホテル、工場などの大規模な敷地に係る相談が多くある中で、大規模小売店舗に限って当該特例基準を適用することは適切ではないと考えられるため、前述の用途についても安全な交通誘導のために適用を拡大すべく、特例基準を改正するものである。

2 基準改正(案)

別添資料1のとおり

3 新旧対照表(案)

別添資料2のとおり

4 近隣市の事例

別添資料3のとおり

5 実施日

令和元年8月1日(予定)

西宮市屋外広告物条例第 12 条第 2 項の規定に基づく許可の基準（一部改正）

西宮市屋外広告物条例(平成 19 年度西宮市条例第 31 号。以下「条例」という。)第 12 条第 2 項の規定による許可の基準(西宮市告示甲第810号の一部)を改めたので告示する。

令和元年 月 日

西宮市長 石井 登志郎

3 大規模小売店舗等において自己の敷地に建植えする自家用広告物等を表示し、又は設置する場合の特例

次の(1)に掲げるすべての要件を満たすものについて、(2)に掲げる特例の基準を定める。

(1) 要件

ア つぎのいずれかに係る自家用広告物等であること

(ア) 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)に規定する大規模小売店舗

(イ) (ア)に掲げるもののほか、一の建物であつて、その建物内の店舗面積び合計が 500 平方メートルを超えるもの

(ウ) 不特定の利用者の用に供する駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル以上であるものを有する施設

(エ) 敷地面積が 10,000 平方メートル以上である施設

イ 設置しようとする自家用広告物等が、当該施設及び専用の自動車又は自転車の駐車場所(以下これらを「駐車場」という。)への円滑な誘導に特に必要と認められるもの。

(2) 基準

ア 許可地域等における許可の基準

区分	特例基準	
	(1)要件 ア(ア)、(イ)に掲げる店舗及び(エ)に掲げる施設	(1)要件 ア(ア)、(イ)に掲げる店舗及び(ウ)に掲げる施設
	店舗面積が 3000 平方メートル以上のもの	店舗面積が 500 平方メートルを超え、3000 平方メートル未満のもの
(ア) 数量	敷地に接する道路(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)ごとに2基以下であること。ただし、駐車場の場所を表示する広告物、駐車場への進入路及び退出路を表示する広告物、駐車場の満空を表示する広告物、駐車場を管制するための広告物並びにこれらに類する広告物(以下これらを「駐車場表示広告物等」という。)は、基数	2 基以下であること。ただし、駐車場表示広告物等は基数に算入しないことができる。

	に算入しないことができる。	
(イ) その他の表示方法	<p>a 商業系地域以外の地域にあつては、広告物等の上端の地上からの高さが 5 メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、ネオン管の露出しているネオンサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものであること。</p> <p>b 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面積の面積の 4 分の 1 以下であること。</p>	

イ 禁止地域における適用除外の許可の基準

区分	特例基準	
第1種禁止地域	(ア) 表示面積の合計	1 事業所等につき、10 平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、店名又は商標以外の表示部分の面積の合計が 5 平方メートル以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、合計 5 平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
	(イ) 数量	3 枚(基、個)以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる。
	(ウ) その他の表示方法	<p>a 建築物の壁面から突出しないものであること。</p> <p>b ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものであること。</p> <p>c 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の 4 分の 1 以下であること。</p>
第2種禁止地域	(ア) 表示面積の合計	1 事業所等につき、20 平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、店名又は商標以外の表示部分の面積の合計が 10 平方メートル以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、合計 10 平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
	(イ) 数量	4 枚(基、個)以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる。
	(ウ) その他の表示方法	<p>a ネオンサイン等を使用しないものであること。ただし、建築物を利用するネオンサイン等(ネオン管の露出しているネオンサインを除く。)については、この限りではない。</p> <p>b 光源の点滅がないものであること。</p> <p>c 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の 4 分の 1 以下であること。</p>

第3種禁止地域	(ア) 表示面積の合計	1 事業所等につき、30 平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、店名又は商標以外の表示部分の面積の合計が 15 平方メートル以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、合計 15 平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
	(イ) 数量	5 枚(基、個)以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる。
	(ウ) その他の表示方法	<p>a ネオン管の露出しているネオンサインを使用しないものであること。</p> <p>b c に掲げるものを除き、光源の点滅が急速でないものであること。</p> <p>c 高速自動車国道及び自動車専用道路の区間並びにこれから展望できる地域で条例第10条第1項第15号に規定する市長が指定する区域に存する建築物の屋上に表示し、又は設置する広告板又は広告塔にあつては、光源の点滅がないものであること。</p> <p>d 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であること。</p>

4 実施日 令和元年 8月 日

新旧対照表（案）

改正前（西宮市告示甲第810号）	改正後（西宮市告示第 号）
<p>3 大規模小売店舗等において自己の敷地に建植える自家用広告物等を表示し、又は設置する場合の特例</p> <p>次の(1)に掲げるすべての要件を満たすものについて、(2)に掲げる特例の基準を定める。</p> <p>(1) 要件</p> <p>ア つぎのいずれかに係る自家用広告物等であること</p> <p>(ア) <u>大規模小売店舗等における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年10月1日法律第109号)</u></p> <p>(イ) <u>消費生活協同組合法(昭和23年7月30日法律第200号)に基づく消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの</u></p> <p>(ウ) <u>農業協同組合法(昭和22年11月19日法律第132号)に基づく農業協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの</u></p> <p>イ 設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗及び専らこれらに供する自動車及び自転車の駐車場所(以下これらを「駐車場」という。)への円滑な誘導に特に必要と認められるもの。</p> <p>(2) 基準</p>	<p>3 大規模小売店舗等において自己の敷地に建植える自家用広告物等を表示し、又は設置する場合の特例</p> <p>次の(1)に掲げるすべての要件を満たすものについて、(2)に掲げる特例の基準を定める。</p> <p>(1) 要件</p> <p>ア つぎのいずれかに係る自家用広告物等であること</p> <p>(ア) <u>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗</u></p> <p>(イ) <u>(ア)に掲げるもののほか、一の建物であって、その建物内の店舗面積び合計が500平方メートルを超えるもの</u></p> <p>(ウ) <u>不特定の利用者の用に供する駐車場で自動車の駐車用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものを有する施設</u></p> <p>(エ) <u>敷地面積が10,000平方メートル以上である施設</u></p> <p>イ 設置しようとする自家用広告物等が、当該施設及び専用の自動車又は自転車の駐車場所(以下これらを「駐車場」という。)への円滑な誘導に特に必要と認められるもの。</p> <p>(2) 基準</p>

改正前(西宮市告示甲第810号)			改正後(西宮市告示第 号)		
ア 許可地域等における許可の基準			ア 許可地域等における許可の基準		
区分	特例基準		区分	特例基準	
	店舗面積が 3000 平方メートル以上のもの	店舗面積が 500 平方メートルを超え、3000 平方メートル未満のもの		<u>(1)要件 ア(ア)、(イ)に掲げる店舗及び(エ)に掲げる施設</u>	<u>(1)要件 ア(ア)、(イ)に掲げる店舗及び(ウ)に掲げる施設</u>
(ア) 数量	敷地に接する道路(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)ごとに2基以下であること。ただし、駐車場の場所を表示する広告物、駐車場への進入路及び退出路を表示誘導する広告物、駐車場の満空を表示する広告物、駐車場を管制するための広告物並びにこれらに類する広告物(以下これらを「駐車場表示広告物等」という。)は、基数に算入しないことができる。	2基以下であること。ただし、駐車場表示広告物等は基数に算入しないことができる。	(ア) 数量	敷地に接する道路(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)ごとに2基以下であること。ただし、駐車場の場所を表示する広告物、駐車場への進入路及び退出路を表示誘導する広告物、駐車場の満空を表示する広告物、駐車場を管制するための広告物並びにこれらに類する広告物(以下これらを「駐車場表示広告物等」という。)は、基数に算入しないことができる。	2基以下であること。ただし、駐車場表示広告物等は基数に算入しないことができる。
(イ) その	a 商業系地域以外の地域にあつては、広告物等の上端の地上からの高さが5メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、ネ		(イ) その	a 商業系地域以外の地域にあつては、広告物等の上端の地上からの高さが5メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、ネ	

改正前 (西宮市告示甲第810号)		改正後 (西宮市告示第 号)			
他の表示方法	オン管の露出しているネオンサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものであること。 b 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であること。	他の表示方法	オン管の露出しているネオンサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものであること。 b 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であること。		
イ 禁止地域における適用除外の許可の基準		イ 禁止地域における適用除外の許可の基準			
区分	特例基準		区分	特例基準	
第1種禁止地域	(ア) 表示面積の合計	1事業所等につき、10平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、店名又は商標以外の表示部分の面積の合計が5平方メートル以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、合計5平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。	第1種禁止地域	(ア) 表示面積の合計	1事業所等につき、10平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、店名又は商標以外の表示部分の面積の合計が5平方メートル以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、合計5平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
	(イ) 数量	3枚(基、個)以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる。		(イ) 数量	3枚(基、個)以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる。
	(ウ) その他の表示方法	a 建築物の壁面から突出しないものであること。 b ネオンサイン等を使用せず、か		(ウ) その他の表示方法	a 建築物の壁面から突出しないものであること。 b ネオンサイン等を使用せず、か

改正前 (西宮市告示甲第810号)			改正後 (西宮市告示第 号)		
		つ、光源の点滅がないものであること。 c 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であること。			つ、光源の点滅がないものであること。 c 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であること。
第2種禁止地域	(ア) 表示面積の合計	1事業所等につき、20平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、店名又は商標以外の表示部分の面積の合計が10平方メートル以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、合計10平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。	第2種禁止地域	(ア) 表示面積の合計	1事業所等につき、20平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、店名又は商標以外の表示部分の面積の合計が10平方メートル以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、合計10平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
	(イ) 数量	4枚(基、個)以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる。		(イ) 数量	4枚(基、個)以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる。
	(ウ) その他の表示方法	a ネオンサイン等を使用しないものであること。ただし、建築物を利用するネオンサイン等(ネオン管の露出しているネオンサインを除く。)		(ウ) その他の表示方法	a ネオンサイン等を使用しないものであること。ただし、建築物を利用するネオンサイン等(ネオン管の露出しているネオンサインを除く。)

改正前 (西宮市告示甲第810号)			改正後 (西宮市告示第 号)		
		<p>については、この限りではない。</p> <p>b 光源の点滅がないものであること。</p> <p>c 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であること。</p>			<p>については、この限りではない。</p> <p>b 光源の点滅がないものであること。</p> <p>c 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であること。</p>
第3種禁止地域	(ア) 表示面積の合計	1事業所等につき、30平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、店名又は商標以外の表示部分の面積の合計が15平方メートル以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、合計15平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。	第3種禁止地域	(ア) 表示面積の合計	1事業所等につき、30平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、店名又は商標以外の表示部分の面積の合計が15平方メートル以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、合計15平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
	(イ) 数量	5枚(基、個)以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる。		(イ) 数量	5枚(基、個)以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる。
	(ウ) その他の表示方法	<p>a ネオン管の露出しているネオンサインを使用しないものであること。</p> <p>b c に掲げるものを除き、光源の点</p>		(ウ) その他の表示方法	<p>a ネオン管の露出しているネオンサインを使用しないものであること。</p> <p>b c に掲げるものを除き、光源の点</p>

改正前 (西宮市告示甲第810号)			改正後 (西宮市告示第 号)		
		<p>滅が急速でないものであること。</p> <p>c 高速自動車国道及び自動車専用道路の区間並びにこれから展望できる地域で条例第10条第1項第15号に規定する市長が指定する区域に存する建築物の屋上に表示し、又は設置する広告板又は広告塔にあつては、光源の点滅がないものであること。</p> <p>d 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であること。</p>			<p>滅が急速でないものであること。</p> <p>c 高速自動車国道及び自動車専用道路の区間並びにこれから展望できる地域で条例第10条第1項第15号に規定する市長が指定する区域に存する建築物の屋上に表示し、又は設置する広告板又は広告塔にあつては、光源の点滅がないものであること。</p> <p>d 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であること。</p>
4 実施日 平成20年4月1日			4 実施日 <u>令和元年8月 日</u>		

近隣市の事例

○主な適用要件

- ア 大規模小売店舗(1,000 m²超)
- イ 消費生活協同組合(500 m²超)
- ウ 農業協同組合(500 m²超)
- エ 小売業(500 m²超)
- オ 駐車場(500 m²以上)
- カ 敷地面積(10,000 m²以上)

<一覧表>

	要件	特例基準	
		店舗面積 500～3,000 m ²	店舗面積 3,000 m ² 超
		1敷地2基以下 駐車場表示広告物等は 基数に算入しない	敷地に接する道路ごと に2基以下 駐車場表示広告物等は 基数に算入しない
兵庫県(告示)	ア、イ、ウ、エ	○	○
明石市(施行規則)	オ	○	—
篠山市(告示)	オ	○	—
尼崎市(告示)	エ	○	○
	オ	○	—
	カ	—	○
芦屋市(施行規則)	ア、イ、ウ、エ、オ	※	※
姫路市	× 建植える広告物に関する特例基準なし		
神戸市	× 建植える広告物に関する数量基準なし		

※地域ごとに掲出基数・面積の設定有